

令和5年度事業報告

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」及び定款に基づき、青森県内における生活衛生関係営業（生衛業）について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者利益の擁護を図ることを目的として、次の事業を実施した。

I 公益目的事業

1 生活衛生関係営業相談指導事業

実績件数 計 2, 158件 （昨年度：2, 358件）【目標：1,400件】

（1）相談指導事業

生活衛生関係営業施設の整備、経営、税務及び衛生等に関する相談指導事業を実施した。相談者からは、経営上の参考になった、これからもお願いしたい等の意見、感想があり、今後とも引き続き事業を継続実施することとする。

なお、令和5年度においては、インボイス制度の周知、エネルギー、物価高騰による影響や未だ新型コロナウイルス感染拡大の影響による生衛業の支援を図るため地区相談等を強化し、結果として、物価高騰に係る支援金や給付金などの相談、インボイス制度に関する相談が多かったことから窓口相談、地区相談等の総件数が目標の1,400件を大幅に上回った。

① 相談室運営事業（消費者コールセンター事業併設）

事務所内に相談室を常設し、生衛業の衛生水準の向上並びに経営の近代化、合理化を推進するなどの相談指導を行うとともに、生衛業の利用者等からの苦情相談を受け付け、関係機関と連携し適切に対応した。

・相談延日数 181日（昨年度：131日）

・相談件数 397件〔うち苦情3件〕（昨年度：397件）【目標：50件】

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容	10	1					1	10	12	
美 容	14	6	2	1	1	2	2	13	27	
クリーニング	43	13	5	6	1	2	9	45	81	
興 行	6	2					2	6	10	
旅館ホテル	14	2				6		14	22	
公衆浴場	44	19	9	4	3	13	14	45	107	
めん類									0	
中華料理									0	
その他飲食	3	2					1	3	6	
す し	7	4		1		1	3	8	17	
料 理 等	9	6		1		1	15	26	49	

社 交	21	7	1	3	4	4	10	23	52	
食 肉 販 売	9	1				1		9	11	
喫 茶	1	1				1		1	3	
合 計	181	64	17	16	9	31	57	203	397	

② 地区生活衛生営業相談指導事業

地域の実情に応じた相談指導事業の実施により、生衛業の経営の健全化を促進するとともに衛生水準の維持向上を図るため、県内の6地区において地区相談室を開設した。

未だ新型コロナウイルス感染症の影響を受けている経営者、エネルギー、物価高騰の影響を受けている経営者等を対象として、国及び県市が実施している支援金や給付金等の申請に係る支援、経営回復に関する指導、また融資やインボイス制度に関する説明・相談を実施した。相談者からは「支援金や給付金の申請完了までの支援を受け大きな励みになった」、また、「衛生法規の知識や衛生意識が向上した」などの意見があり、今後とも引き続き、日本政策金融公庫、中小企業診断士及び税理士などの専門家と連携しながら事業を継続実施することとする。

- ・開催延日数 19日（昨年度：16日）
- ・相談件数 415件（昨年度：413件）【目標：200件】
- ・開催地区 青森市11回、八戸市4回、弘前市1回、三沢市1回、五所川原市1回、平川市1回
（昨年度：青森市12回、八戸市2回、弘前市2回）

「生活衛生関係営業支援緊急対策事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」、及び「日本政策金融公庫セミナー（共催）」とあわせて実施している件数を含む

対象業種	指 導 件 数								備考
	融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容	12		12		12	12	12	60	
美 容	5	26	5		5	5	31	77	
クリーニング	5	13	5		5	6	19	53	
旅館ホテル	4		2		9	4	11	30	
公衆浴場	6	1	7		21	7	22	64	
中華料理						1	1	2	
その他飲食	1					2	2	5	
す し	2		1		2	7	7	19	
料 理 等	10		8		8	10	10	46	
社 交	3	21	2		3	4	24	57	
食 肉 販 売		1					1	2	
合 計	48	62	42	0	65	58	140	415	

③ 巡回相談指導事業

生活衛生営業経営指導員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。より生衛業者の経営の安定と衛生水準の維持向上につながるとの認識のもとに平成26年度から巡回指導件数をこれまでの倍以上とし実施してきている。生衛業者からは今後も頻繁に訪問して欲しいなどの意見があり、今後とも同程度の件数を目途に継続実施することとする。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢を踏まえ巡回指導の規模を縮小したが、令和3年度以降については巡回指導をこれまでどおりの頻度にもどして実施した。

- ・指導延日数 140日（昨年度：172日）
- ・相談件数 881件（昨年度：869件）【目標：850件】

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理容	25	41	1	1		41	41	41	166	
美容	25	82	1	1		82	82	82	330	
クリーニング	10	11	1	1		11	11	14	49	
興行	4	4	1	1		4	4	4	18	
旅館ホテル	4	3	1	1		3	3	4	15	
公衆浴場	9	9	1	1		9	9	9	38	
めん類	8	8				8	8	8	32	
中華料理	8	8				8	8	8	32	
その他飲食	8	8				8	8	8	32	
すし	21	19	1	1		19	19	22	81	
料理等	4	4	1	1		4	4	4	18	
食肉販売	14	16	1	1		16	17	19	70	
喫茶	0								0	
合計	140	213	9	9	0	213	214	223	881	

④ その他特別相談指導

厚生労働省の生衛業に係る特別政策推進事業（補助等事業）について、（公財）全国生活衛生営業指導センター等が（公財）都道府県生活衛生営業指導センターと連携し実施する事業であり、青森県においては次のとおり実施した。

○ [衛生水準の確保・向上事業]

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもとに、生衛業の新規開業者等の組合加入を促進することとし、生衛組合についての周知広報や組合活動の活性化推進の取り組みを重点的に展開しており、（公財）全国生活衛生営業指導センター及び（公財）都道府県生活衛生営業指導センターは、推進月間の共

催者として参画し、生衛組合における組織基盤の強化や組合活動の活性化等に関する諸活動を支援し、もって、生衛業における効果的な衛生水準の確保・向上に資することを目的として事業を行っている。

令和５年度においては、当該事業の一環として、生活衛生同業組合における若手・女性組織、支部組織等の活性化、後継者及びリーダー等の人材育成並びに組合事務局機能の強化、組合活動の活性化への取り組みを支援するための研修会も実施した。

(ア) 会議

開催地区：青森市（２回）

開催日時	開催場所	議 題	出 席 者
R5. 10. 13	ホテル青森 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業 推進会議	生衛組合 14名 行政機関 8名 日本政策金融公庫3名 指導センター 5名
R6. 2. 16	日本料理百代 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業 推進会議	生衛組合 13名 行政機関 1名 日本政策金融公庫1名 指導センター 4名

(イ) 研修会

「生衛組合活性化塾」

開催地区 青森市 30名

「生活衛生関係営業再生特別支援事業」とあわせて実施

開催日時 開催場所	研 修 内 容	受講人数
R5. 10. 13 ホテル青森	○特別講演 「生衛組合の組織強化と好事例」 ・質疑・意見交換	30名

○ 生衛業受動喫煙防止対策事業

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成３０年法律第７８号）の趣旨に鑑み生衛業者の受動喫煙防止対策を推進することを目的として、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく労働者災害補償保険の適用を受けない生衛業者（いわゆる一人親方）が喫煙専用室を設置するなどの措置のために必要な費用の一部について、（公財）全国生活衛生営業指導センターが（公財）都道府県生活衛生営業指導センターと連携し助成金を交付する事業であり、準備期間を経て令和元年１２月１０日から開始した。

令和５年度はいわゆる一人親方でありかつ既存特定飲食提供施設の事業主を対象とした助成金について地元新聞紙に広告を掲載し周知を図った。

○ 生活衛生関係営業支援緊急対策事業

(公財) 全国生活衛生営業指導センターが(公財) 都道府県生活衛生営業指導センターと連携し、未だに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生衛業者、エネルギー、物価の高騰等により経営悪化した生衛業者への支援体制を構築し、公的支援等の活用促進を通じた生衛業者に対する緊急支援を展開した。

青森県においては、中小企業診断士及び税理士と連携し、生衛業者を対象として国の助成金や支援金等の申請に係る個別相談会やインボイス制度等に関する研修会を次のとおり開催した。

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」

とあわせて実施している件数を含む

【 個別相談・指導 】

開催地	開催日	相 談 員	備 考	
			相談者(業種)	相談者(数)
青森市	R5.5.25	経営指導員 1 中小企業診断士 1	食肉 1	計 1 名
リモート	R5.6.3	中小企業診断士 1	浴場 1	計 1 名
八戸市	R5.6.13	経営指導員 1 中小企業診断士 1	社交 1	計 1 名
三沢市	R5.8.1	経営指導員 1 中小企業診断士 2	中華 1、すし 1、一般飲食1	計 3 名
青森市	R5.8.2	経営指導員 1 中小企業診断士 1	すし 1	計 1 名
五所川原市	R5.8.21	経営指導員 1 中小企業診断士 1	料飲 1	計 1 名
青森市	R5.8.30	経営指導員 1 中小企業診断士 1	すし 1	計 1 名
青森市	R5.9.20	経営指導員 1 中小企業診断士 1	すし 1	計 1 名
平川市	R5.9.22	経営指導員 1 税理士 1	浴場 1	計 1 名
計	9 日	18 名		計 11 名

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」

とあわせて実施している件数を含む

【 研修会等 】

開催地	開催日	出席人員	研 修 内 容 等	講 師
青森市	R5.4.19	12 名 (クリーニング)	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
青森市	R5.5.8	26 名 (美容)	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
八戸市	R5.6.26	8 名	インボイス制度について	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
弘前市	R5.7.10	10 名	インボイス制度について	今・兼平税理士法人 今会計 公認会計士 税理士 今 孝影 氏
青森市	R5.7.24	23 名	インボイス制度について	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
八戸市	R5.9.25	20 名 (社交)	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
青森市	R5.11.6	42 名 (理容)	OJT 指導を補うスタッフ 教育のヒント	オフィスきくちホスピタリティコンサル ティング 代表 菊地祐緒美 氏
青森市	R5.12.25	6 名 (理容)	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

- ① 専門的経営指導等の実施により、生衛業の健全な発展と衛生向上及び確保に資するとともに、小企業者等を金融面から補完し経営の改善を促進することを目的とし、生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づき、生活衛生営業経営特別相談員（特相員）による融資指導を実施した。本事業による生活衛生経営改善資金特別貸付は昨年度より 5 件下回った。

- ・特 相 員 6 名（昨年度： 6 名）
- ・申込件数 20 件（昨年度： 25 件）
- ・指導件数 20 件（昨年度： 25 件）【目標： 50 件】
- ・指導延日数 20 日（昨年度： 25 日）

対 象 業 種	特別相談員 人数	融資申込 件数	融資指導 件数	融資指導 延日数	備 考
理 容	4	18	18	18	
料 理 飲 食 業	1	1	1	1	
社 交 飲 食 業	1	1	1	1	
合 計	6	20	20	20	

② 生活衛生関係営業特別指導事業

特相員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。なお、生活衛生融資に関するチラシ配付、啓発活動は、生衛業店舗の融資等相談指導活動を行うために店舗を訪問するための有用なきっかけ・手段となることから、巡回指導と併せて実施してきている。

ア 巡回指導

特相員が生衛業者を対象として経営、融資等に係る相談指導を行った。

- ・特相員延人数 52名（昨年度：59名）
- ・指導件数 445件（昨年度：654件）【目標：250件】
- ・指導延日数 52日（昨年度：220日）

対 象 業 種	特別相談員 人数	特別指導 件数	特別指導 延日数	備 考
理 容	14	168	14	
美 容	7	56	7	
ク リ ー ニ ン グ	7	56	7	
旅 館 ホ テ ル	4	11	4	
公 衆 浴 場	7	38	7	
す し	1	8	1	
料 理 飲 食 業	8	74	8	
社 交 飲 食 業	3	29	3	
食 肉 販 売	1	5	1	
合 計	52	445	52	

（チラシ配付、啓発活動の概要）

青森県内の生衛業者に生活衛生融資に関するチラシを配付して、生衛法に基づく融資制度等についてより理解を深めることにより、生衛業の経営の健全化及び振興に資することを目的に実施した。

○ 活動に協力をいただいた方：38人

理容12人、美容5人、クリーニング3人、旅館ホテル2人、浴場5人、すし1人、料理8人、社交2人。

○ 配付依頼数：410店舗

○ 配付先店舗数：390店舗（配付率95%）

理容156店舗、美容58店舗、クリーニング15店舗、旅館ホテル2店舗、浴場21店舗、すし9店舗、食肉1店舗、料理84店舗、社交44店舗。

【活動において気づいたことや意見などはおりのとおりでした】

【組合】

- 1 配布した店舗のうち2店が新規加入していただきました。やはり、ていねいに説明する事が大切だと感じました。

【特相員】

- 2 組合員に周知のため当支部員にコピーして配付いたしました。

【公庫】

- 3 今回は少し広範囲に配布しました。中で、タコ焼き屋さんの女性と話した所、気軽に相談できるなら一度利用してみたいとの事でした。
- 4 公庫の事をよく知らない。(どこに申し込んでよいか知らない等)

【融資】

- 5 融資を受けたいが、返済するのも大変という声が多数。
- 6 追加融資をお願いするが支払状況を1年ぐらい見てからと政策公庫に言われた。
- 7 今回の生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付について、国民公庫さん側の説明不足があったと思います。
- 8 運転資金の返済期間が20年以内が好評の意見が多かったです。
- 9 各店舗、生活衛生融資はある事は知っていますが、融資額の上限を知らなかったり、無担保・無保証とは知らなかったなど、各店舗のお話を聞けました。
- 10 理容組合青森支部では、毎月配布する会報に公庫貸付について啓蒙しています。コロナ発生後の感染症特別貸付による利息助成はおおいに助けられたと借入した人、数人から言われました。
- 11 借りるのはいいが、返せるかどうか心配する声もありました。
- 12 返済年数を自分で決められないので不便。(金額により短くされる)
- 13 金利実質0円をまたやってほしい。
- 14 コロナ衛経延長の希望ありました。
- 15 ほとんどの店の人達は、人の入りも悪く、借りても支払い出来ない状況との事でした。今は考えていないという意見です。

【経営】

- 16 夜10時以降 タクシーがなくなる。(大湊地区)
- 17 令和5年に入り、コロナ禍の影響が減少傾向にあり売上が徐々に回復しつつあるが、令和2年から4年迄のコロナの打撃が余りにも大きくコロナ以前の状態に戻すには、まだまだ先になるとの声が複数あり。
- 18 ますます大変な状況だそうです。物価高騰!!
- 19 料理店では、食材価格の上昇が燃料高騰により影響があるとのこと。特に肉類や菓物の仕入れ価格が高騰しているため、メニューに値段を付けられないでいるという切実な声が聞かれました。
- 20 (公衆浴場) 経営者が高齢のため設備投資は考えていないとのこと。
- 21 (料理店) 後継者がなく近々廃業予定とのことでした。
- 22 材料費・燃料の高騰、人手不足、インボイス制度の不公平な点。
- 23 どの店舗も経営は厳しそうでしたが、融資を受けたいという店舗はありませんでした。
- 24 生活衛生融資等知らなかったようで、パンフを郵送し、説明する。コロナの影響が今後どのように出てくるか不安だと言われていた。
- 25 9店舗組合に加入していないところを訪問しました。生衛組合の周知が少なく、もちろん貸付有利な条件の事も周知されておりません。興味はあるようでしたが、返済の目

処がない。コロナ前の社会情勢に戻れば、組合に加入し、活動することも業界にとって最善な事だろうとおっしゃっていただきました。エネルギー、原材料の価格高騰に対する支援が今は急務との事でした。

【調査】

- 26 今回は少し範囲を広げて美容院を中心に配布しました。その折、生衛業のお店の多い事に改めて驚きました。皆、頑張っって欲しいと思います。
- 27 非組合店では、チラシを置くだけで話しをさせてもらえませんでした。(1店)
- 28 こちらの休みを利用して歩いたが、相手も休みだったり営業時間外で、ポストに入れた所もありました。営業中はいそがしいと、中々お話ができず置くだけでした。
- 29 特に相談はありませんでしたが、どのお店の方も嫌な顔をすることなくチラシを見てくれ、直に接することは大切だと感じました。
- 30 クリーニング店にはチラシ内容を詳しくみて欲しいとお願いした。
- 31 同業者のため就業時間が重なるため休日にポスト投函となりました。

イ 連絡会議の開催

生活衛生関係営業特別指導事業の効果的な推進を図るため、行政機関（県（市）保健衛生担当）、日本政策金融公庫、生衛組合及び生活衛生営業経営特別相談員による連絡会議を開催した。

令和5年度は昨年度と同様に青森市、弘前市及び八戸市においてそれぞれの地区の関係者が参集し開催した。

- ・開催地区：青森市1回、八戸市1回、弘前市1回
(昨年度：青森市1回、八戸市1回、弘前市1回)

開催日	開催場所	議 題	出 席 者
R5. 6. 26	八戸プラザホテル (八戸市)	・生活衛生関係融資制度について ・インボイス制度について ・衛生指導について ・チラシ配付活動について	生衛組合 8名 行政機関 4名 日本政策金融公庫 1名 税理士 1名 指導センター 4名
R5. 7. 10	弘前市総合学習センター (弘前市)	・生活衛生関係融資制度について ・インボイス制度について ・衛生指導について ・チラシ配付活動について	生衛組合 10名 行政機関 3名 日本政策金融公庫 1名 税理士 1名 指導センター 4名
R5. 7. 24	ホテル青森 (青森市)	・生活衛生関係融資制度について ・インボイス制度について ・衛生指導について ・チラシ配付活動について	生衛組合 23名 行政機関 3名 日本政策金融公庫 1名 税理士 1名 指導センター 4名

2 生活衛生関係営業経営改善促進事業

(1) 生活衛生関係営業再生特別支援事業

生衛業者の経営指導体制の強化を図り再生可能な営業者に専門的かつ的確に経営改善を促し早期に再生することを目的として再生支援に関わる人材育成を図るため、生活衛生営業経営特別相談員、組合役職員等を対象として研修会を開催している。

令和5年度は、未だ新型コロナウイルス感染症の影響を受けている経営者、エネルギー、物価高騰の影響を受けている経営者等を対象として、国及び県市が実施している支援金や給付金等の申請に係る支援、経営回復に関する指導、また融資やインボイス制度に関する説明・相談を実施した。相談者からは「支援金の申請完了までの支援を受け大きな励みになった」また「衛生法規の知識や衛生意識が向上した」などの意見があり、今後とも引き続き、日本政策金融公庫、中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家と連携しながら事業を継続実施することとする。

- ・ 特別相談窓口開催地区：青森市1回、八戸市1回、三沢市1回、五所川原市1回、平川市1回、リモート1回
(昨年度：青森市8回)
- ・ 特別研修会開催地区：青森市7回、八戸市3回、弘前市1回、リモート1回
(昨年度：青森市6回、八戸市4回、弘前市2回)

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業支援緊急対策事業」、「健康・福祉対策推進等事業」、「特相員研修」及び「日本政策金融公庫セミナー（共催）」とあわせて実施している件数を含む

【特別相談窓口】

開催地	開催日	相談員	備 考	
			相談者(業種)	相談者(数)
青森市	R5.5.25	経営指導員1 中小企業診断士1	食肉1	計1名
リモート	R5.6.3	中小企業診断士1	浴場1	計1名
八戸市	R5.6.13	経営指導員1 中小企業診断士1	社交1	計1名
三沢市	R5.8.1	経営指導員1 中小企業診断士2	中華1、すし1、一般飲食1	計3名
五所川原市	R5.8.21	経営指導員1 中小企業診断士1	料飲1	計1名
平川市	R5.9.22	経営指導員1 税理士1	浴場1	計1名
計	6日	12名		計8名

【特別研修会】

開催日	出席人員	研 修 内 容	講 師
R5. 4. 19 (青森市)	13 名	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
R5. 5. 8 (青森市)	26 名	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
R5. 6. 16 (リモート)	3 名	「アフターコロナに取り組みたい！ インバウンド対策セミナー」	青森県よろず支援拠点 コーディネーター 菊地祐緒美 氏
R5. 6. 26 (八戸市)	8 名	1「インボイス制度について」	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今良暢 氏
		2「生活衛生貸付について」	日本政策金融公庫 八戸支店 国民生活事業 融資課長 久保良仁 氏
R5. 7. 10 (弘前市)	10 名	1「インボイス制度について」	今・兼平税理士法人 今会計 公認会計士 税理士 今孝彰 氏
		2「生活衛生貸付について」	日本政策金融公庫 弘前支店 国民生活事業 融資課長 山崎雄 氏
R5. 7. 24 (青森市)	23 名	1「インボイス制度について」	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今良暢 氏
		2「生活衛生貸付について」	日本政策金融公庫 青森支店 国民生活事業 融資課長 柏木俊之 氏
R5. 8. 24 (八戸市)	2 名	「BtoB のための価格転嫁サポート セミナー」	青森県よろず支援拠点 コーディネーター 八木清之 氏
R5. 8. 28 (青森市)	4 名	「物価高をチャンスに変える！」 儲かる飲食店の仕組みづくり	フードアカウンティング協会サービス 相談員 遠山景子 氏
R5. 9. 25 (八戸市)	20 名	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏
R5. 11. 6 (青森市)	42 名	「OJT 指導を補うスタッフ教育のヒ ント」	オフィスきくちホスピタリティコンサル タリング 代表 菊地祐緒美 氏
R5. 11. 6 (青森市)	特相員 32 名 役職員 3 名	「アフターコロナに取り組みたい！ インバウンド対策」	オフィスきくちホスピタリティコンサル タリング 代表 菊地祐緒美 氏
		2「生衛組合の成功事例について」	(公財) 全国生活衛生営業指導センタ ー 主査 坂本守正 氏
		3「生衛業に係る苦情相談事例につ いて」	青森県消費生活センター 相談課長 横内艶子 氏
		4「生活衛生関係営業経営改善資金 融資制度と推薦事務取扱上の留意 点について」	日本政策金融公庫 青森支店 国民生活事業 融資課長 柏木俊之 氏
R5. 12. 25 (青森市)	6 名	インボイス制度説明会	今・兼平税理士法人 今会計 代表社員 税理士 今 良暢 氏

(2) 健康・福祉対策推進等事業

生衛業が社会的要請に応じる対策として、受動喫煙防止への取組、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による食中毒や感染症拡大防止等、的確な対応や対策による普及啓発を図るため、県内各地域において保健所の協力を得ながら普及啓発のための講習会を生衛組合との共催により講習会を開催した。

受講後のアンケート結果では、「大変良かった」及び「参考になった」はいずれも80%を超えており、全体的満足度が高く、今後も継続して欲しいとの意見が多かった。今後も受講者の意見を踏まえた研修内容を企画し継続実施することとする。

【講習会の開催】

- ・開催回数 : 17回(昨年度: 11回)【目標: 年10回】
- ・受講人員 : 463名(昨年度: 300名)【目標: 500名】

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」
とあわせて実施したものも含む

組 合 名	支部名	開催日	講習テーマ	受講者数
理 容	黒石	R5. 8. 28	衛生消毒講習会	22
	五戸	R5. 9. 11	衛生消毒講習会	16
	十和田・七戸	R5. 9. 11	衛生消毒講習会	29
	野辺地	R5. 9. 25	衛生消毒講習会	18
	むつ下北	R5. 10. 2	衛生消毒講習会	24
	五所川原	R5. 10. 2	衛生消毒講習会	14
	三沢	R5. 10. 23	衛生消毒講習会	22
	青森	R5. 11. 6	衛生消毒講習会	45
	八戸	R5. 11. 13	衛生消毒講習会	70
	弘前	R5. 11. 20	衛生消毒講習会	23
	小 計			283
美 容	弘前	R5. 5. 8	美容所の衛生管理	28
	十和田	R5. 8. 7	美容所の衛生管理	26
	三沢・七戸	R5. 9. 4	美容所の衛生管理	39
	八戸	R5. 9. 4	美容所の衛生管理	31
	黒石	R5. 10. 23	美容所の衛生管理	16
	青森	R5. 12. 11	美容所の衛生管理	22
	小 計			162
旅館ホテル		R5. 8. 21	夏期衛生管理講習会	18
	小 計			18
合 計				463

3 情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集と分析、蓄積することで、的確で効率的な相談指導体制を推進し、生衛業の振興及び衛生水準の維持向上を図るため、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターで構築している「生衛業情報ネットワーク／生衛業者等名簿情報管理・アンケート集計機能」等を利用し業務全般の処理の効率化を行った。また、ホームページを随時更新し、生衛業者及び利用者・消費者に情報提供を行った。

また、組合に加入していない生衛業者の方からの窓口相談は、経路としてホームページの場合が多くあることから、平成26年度から、当指導センターのホームページアドレスを記載した資料を巡回指導の際に配付し、さらに研修会、講習会などにおいて受講者に配付することにより広報を行った。

令和5年度についてはエネルギー、物価高騰対策に関する支援制度等について掲載したところ結果としてアクセス件数が目標を大きく上回った。

- ・ホームページアクセス件数 23,500件（昨年度：18,473件）【目標：8,000件】
- ・ホームページアドレス広報 518件（昨年度：450件）【目標：350件】

4 受託事業

（1）生活衛生営業経営特別相談員研修会事業（特相員研修会）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、特相員が生衛業における業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化を図るため、その業務上必要な知識の習得、資質と能力の向上を目的として、研修会を実施した。

- ・開催地区 青森市 32名（昨年度：青森市 34名）

「生活衛生関係再生特別支援事業」とあわせて実施

開催日時 開催場所	研 修 内 容	受講人数
R5. 11. 6 ホテル青森	○「アフターコロナに取り組みたい！インバウンド対策」 オフィスきくちホスピタリティコンサルティング 代表 菊地 祐緒美 氏 ○「生衛組合の成功事例について」 （公財）全国生活衛生営業指導センター 主査 坂本 守正 氏 ○「生衛業に係る苦情相談事例について」 青森県消費生活センター 相談課長 横内 艶子 氏 ○「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度と推薦事務取扱上の留意点について」 日本政策金融公庫青森支店 国民生活事業 融資課長 柏木 俊之 氏	32名

(2) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、県内の生衛業の景気や設備投資動向、経営状況等について調査を実施し、生衛業の指導、消費者対策を行ううえで必要なデータを収集した。【目標：年4回実施】

① 生衛業経営状況調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件（延べ280件）
- ・実施時期 年4回（昨年度：年4回）
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 275件（70、68、69、68） 98.2%（昨年度：95.7%）

② 景気動向等アンケート調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件（延べ280件）
- ・実施時期 年4回（昨年度：年4回）
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 272件（69、68、67、68） 97.1%（昨年度：95.7%）

5 標準営業約款事業

(1) 標準営業約款の登録

標準営業約款制度は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に生衛法を改正し創設されたものである。

同制度に基づき、厚生労働大臣が指定する5業種に属する営業を営む者から標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった者について登録を行った。

- ・再登録者該当者への案内（通知）送付数 3件【目標：該当者全員に通知】

令和5年度標準営業約款登録状況

青森県

登録月	理容業		美容業		クリーニング業		合計	
	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録
8月	0	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)
2月	0	0 (1)	0	1 (1)	0	0 (0)	0	1 (2)
合計	0	0 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0	2 (3)

() は更新対象となった店舗数

令和 6 年 2 月 現在 登録 件 数

青森県

理容業	美容業	クリーニング業	めん類飲食店	一般飲食店	合計
5 4 (5 5) 【 5 8】	9 (1 0) 【 1 0】	1 1 (1 1) 【 1 2】	0 (0) 【 0】	0 (0) 【 0】	7 4 (7 6) 【 8 0】

() は令和 5 年 2 月 現在 登録 件 数

【 】 は令和 4 年 2 月 現在 登録 件 数

(2) 広報事業

標準営業約款（Ｓマーク）普及登録促進月間（１１月）において、生衛組合及び関係機関と連携し、営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対して標準営業約款制度の周知広報を行うことを目的として、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが作成したポスター等を生衛組合、標準営業約款登録店、青森県担当課、県内市町村担当課及び県（市）保健所等に送付し、本制度の普及及びリーフレットの配布について支援協力依頼をした。

・ 広報資料送付 １回（昨年度：１回）【目標：年１回】

6 クリーニング師研修等事業

クリーニング師の資質の向上及びクリーニング業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、クリーニング業法に基づき県知事が指定するクリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習及び特管物講習（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習）について、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として実施している。

令和5年度については、第12クールの実施計画のとおり開催した。

【目標：年1回以上】

(1) クリーニング師研修 研修 82名 特管物講習 3名

第1型（会場開催）：	開催回数	3回	39名
第2型（通信）：	開催回数	1回	43名
特管物講習：	開催回数	1回	3名

（参考）特管物講習は会場開催とあわせて実施することとされている

開催日	会 場	受講者数			
		初回	継続	計	特管物講習
R5. 7. 30	第1型：会場開催 五所川原市民学習情報センター（五所川原市）	0	7	7	0
R5. 8. 27	第1型：会場開催 弘前市総合学習センター（弘前市）	1	11	12	0
R5. 9. 3	第1型：会場開催 アピオあおもり（青森市）	8 〔あわせて 特管物講習 受講者 3〕	12 〔あわせて 特管物講習 受講者 0〕	20	3 〔うち 特管物講習 のみ受講 0〕
R5. 9. 11 ～ R5. 12. 22	第2型：通信による	8	35	43	—
	合 計	17 〔あわせて 特管物講習 受講者 3〕	65 〔あわせて 特管物講習 受講者 0〕	82	3 〔うち 特管物講習 のみ受講 0〕

(2) クリーニング業務従事者講習 71名

第1型（会場開催）：	開催回数	3回	20名
第2型（通信）：	開催回数	1回	51名

開催日	会 場	受講者数		
		初回	継続	計
R5. 7. 30	第1型：会場開催 五所川原市民学習情報センター (五所川原市)	1	1	2
R5. 8. 27	第1型：会場開催 弘前市総合学習センター (弘前市)	8	0	8
R5. 9. 3	第1型：会場開催 アピオあおもり (青森市)	7	3	10
R5. 9. 11 ～ R5. 12. 22	第2型：通信による	21	30	51
	合 計	37	34	71

なお、クリーニング師については業務に従事した後1年以内に、また、その後3年ごとに研修が義務付けられ、取次店における業務従事者についてはその従事者総数の5分の1の者に対して開設後1年以内に、また、その後3年ごとに講習を受けさせなければならないとされており、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習は3年を1クールとし、令和4年度から令和6年度までの3年間は第12クールとなっている。

本県における第12クールの開催状況（予定）は次のとおりである。

年 度	クリーニング師研修開催地	業務従事者講習開催地
令和4年度	第1型：青森市 第2型：通信による	第1型：青森市 第2型：通信による
令和5年度	第1型：弘前市、五所川原市、青森市 第2型：通信による	第1型：弘前市、五所川原市、青森市 第2型：通信による
令和6年度 (予定)	第1型：八戸市、むつ市、東北町、 青森市 第2型：通信による	第1型：八戸市、むつ市、東北町、 青森市 第2型：通信による

＊「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習

令和4年度：青森市（1回）

令和5年度：青森市（1回）

令和6年度（予定）：青森市（1回）

Ⅱ その他の事業

1 生活衛生関係営業振興事業

生活衛生関係営業の経営に対する県民の理解を深め、また、県民からの意見を取り入れて振興及び活性化を図る事業、後継者の育成を図る事業及び地域福祉に貢献する事業を実施することにより、生活衛生関係営業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを目的として、生衛組合と連携して事業を実施している。

令和5年度については、4年度に引き続きHACCP関連事業を実施するとともに、入浴施設におけるレジオネラ症の発生を予防する観点から専門家に講師を依頼しレジオネラ症発生予防対策の講習会を開催し、あわせて「レジオネラ症対策のてびき」を組合員に配付することにより対策の徹底を図った。

(1) 振興及び活性化促進事業【目標：年1回以上】

生衛業に対する知識の啓発普及を行うなどにより生衛業の振興及び活性化を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備 考
クリーニング	R5. 9. 1 ～ R5. 12. 5	9月29日の「クリーニングの日」に合わせ、秋の衣替え時期の9月1日から9月30日の期間でキャンペーンを実施。組合加盟店にポスターとアンケート用紙を配布。店頭にはポスターを貼付しキャンペーンの告知をする とともに、クリーニング店に関するアンケート調査を実施。回答者に対し抽選で120名様にクリーニング関連商品（エネロクリーン、防虫カバー）を贈呈した。 クリーニング業に対する県民の理解を深め、クリーニング業の振興と活性化を図った。	アンケート 回収枚数 1,037枚 景品贈呈 人数 120人
公衆浴場業	R5. 9. 7 ～ R5. 12. 6	当組合浴場経営者【青森まちなかおんせん（青森市）、温泉みちのく（八戸市）、桂温泉（三沢市）】を対象に、実施浴場最寄りの保健師による血圧測定・健康相談・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師によるテーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後無料で入浴を提供した。 (地域福祉増進事業としても実施)	参加施設 3会場 参加者 75人
興 行	R6. 2. 1 ～ R6. 2. 29	話題作品の見どころを作成しエフエム青森により紹介したほか、ホームページを活用し広報した。	ラジオ及び ホームペー ジで広報
社交飲食業		実施見送り	

H A C C P、レジオネラ関連事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備 考
旅 館 ホ テ ル	R5. 8. 21	食品衛生管理と施設衛生管理について、H A C C P、レジオネラ症予防対策に沿った衛生管理の講習会を実施し、衛生管理の知識の習得と意識の向上を図った。	参加人数 21 人
指導センター	R5. 12 ～ R6. 2 研修開催日 R6. 1. 22	対象生衛組合の組合員がレジオネラ症の発生予防の観点から、専門家による研修会を開催し、理解を深めてもらうとともに「レジオネラ症対策のてびき」を組合員に配付することにより対策の徹底を図った。	研修受講者 数 38 人 手引きの配 付数 107 部

(2) 後継者育成事業【目標：年 1 回以上】

講習会等を開催し経営者や従事者等の技術向上を図り後継者の育成を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備 考
理 容	R5. 5. 9	技能五輪銀メダリスト・銅メダリストによる実演と技術指導を行った。メダリストはまだ 20 代・30 代と若い世代でこれまでの体験などを話しながら学生と触れ合っていた。組合員に対する指導もあり、若い世代の技術を学びいい経験になった。組合の必要性と、組合加盟店が安全・衛生・安心であることをアピールした。	理美容学生 等参加人数 108 人
美 容 業	R5. 7. 31	経営者や従事者の専門的技術向上を図り、後継者の育成を図るため、美容専門誌やテレビ番組に出演する人気美容師による美容技術の実演、展示講習を開催した。	経営者、後 継者等の美 容関係者参 加人数 285 人
旅 館 ホ テ ル	R5. 11. 27 ～ R5. 12. 1	宿泊業界の喫緊の課題への取り組みや知識・技術の習得を図るため、県内 6 会場において後継者育成研修会を実施した。	参加人数 64 人

(3) 地域福祉増進事業【目標：年1回以上】

高齢者や社会福祉施設等への訪問サービスを実施し地域福祉に貢献する事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備 考
公衆浴場業	R5.9.7 ～ R5.12.6	当組合浴場経営者【青森まちなかおんせん（青森市）、温泉みちのく（八戸市）、桂温泉（三沢市）】を対象に、実施浴場最寄りの保健師による血圧測定・健康相談・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師によるテーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後無料で入浴を提供した。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	参加施設 3会場の 参加人数 75人
すし業	R5.7.4	むつ養護学校へ訪問し職人が目の前で握り、寿司を振る舞うとともに数人の生徒へ実際に握り方を教えて体験してもらい地域福祉活動に貢献した。	むつ養護 学校への 提供数 90人分
食肉	R5.10.8	青森市の児童福祉施設「藤聖母園」にて、青森県産八甲田牛の焼き肉とあらびきウインナーを児童の目の前で調理して振る舞い地域福祉活動に貢献した。	生徒、職 員等参加 人数 109人
料理飲食業		実施見送り	

Ⅲ法人管理

1 役員及び評議員に関する事項

令和5年5月20日に理事「山本勝義」氏が逝去され、青森地方法務局への変更登記申請を同年5月24日に行い、同日付で登記完了している。あわせて、同年5月30日に役員等変更に係る公益法人変更届を行った。令和5年8月1日開催の評議員会（決議の省略）において理事「金澤政次郎」氏が選任され、青森地方法務局への変更登記申請を同年8月2日に行い、同日付で登記完了している。あわせて、同年8月18日に役員等変更に係る公益法人変更届を行った。

2 事業計画等に関する事項

令和4年度事業報告書等については令和5年6月8日付で青森県（公益財団法人所管）に提出した。また、令和6年度事業計画書等については令和6年3月6日付で提出した。

3 運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査

運営組織及び事業活動の状況については青森県公益認定等審議会により定期的（3年ごと）に立入調査を受け、また、県の補助金による事業を実施していることから県の出資に係る出納その他の事務の執行状況について青森県監査委員会により定期的（5年ごと）に監査を受けている。

運営組織及び事業活動の状況については令和4年度に受検し、令和5年度は対象年度となっていない。補助金事業については、平成30年度に受検し、令和5年度が対象年度となっていたが、実施されなかった。

4 会議に関する事項

（1）理事会の開催

通常理事会を年2回、また、臨時理事会については必要がある場合に開催することとしており、令和5年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R5.5.23 (通常理事会)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ① 令和4年度事業報告及び附属明細書の承認について ② 令和4年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認について (監 査 報 告) ③ 定時評議員会の招集（決議の省略）について
R5.7.21 (臨時理事会) (決議の省略)	① 死亡退任に伴う役員（理事）候補者について ② 臨時評議員会の招集（決議の省略）について

R6. 2. 29 (通常理事会)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ① 令和 5 年度青森県公社等経営評価の結果について ② 令和 5 年度標準営業約款の登録について ③ 令和 6 年度事業計画書及び収支予算書等の承認について ④ 特定資産取崩しについて ⑤ 経営指導員の任免及び職員俸給等の報告について ⑥ 臨時評議員会の招集（決議の省略）について
----------------------	--

（２）評議員会の開催

定時評議員会を年 1 回（毎事業年度終了後 3 か月以内）、また、臨時評議員会を年 1 回毎事業年度開始前に、及び、その他必要がある場合に開催することとしており、令和 5 年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R5. 6. 13 (定時評議員会) (決議の省略)	① 令和 4 年度事業報告及び附属明細書の報告について ② 令和 4 年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認について
R5. 8. 1 (臨時評議員会) (決議の省略)	① 死亡退任に伴う役員（理事）の選任について
R6. 3. 6 (臨時評議員会) (決議の省略)	① 令和 5 年度青森県公社等経営評価の結果について ② 令和 5 年度標準営業約款の登録について ③ 令和 6 年度事業計画書及び収支予算書等について ④ 特定資産取崩しについて ⑤ 経営指導員の任免及び職員俸給等の報告について

（３）監事監査等の実施

監事により理事の職務執行状況及び法人の計算書類・事業報告等を監査するとともに、法人の業務及び財産の状況を調査することとしており、令和 5 年度は次のとおり実施した。

開催年月日	議 案 等
R5. 5. 15	令和 4 年度事業監査 ・ 令和 4 年度事業報告及び附属明細書 ・ 令和 4 年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録
(参考)	(会計の事務処理に係る内部検査)
R4. 10. 4	令和 4 年度上期内部検査
R5. 4. 6	令和 4 年度下期内部検査

(4) その他の会議等（開催・参加状況）

開催年月日	内 容 等	開催地
R5. 4. 17	県すし業生活衛生同業組合総会	青森市
4. 21	都道府県指導センター事務局代表者会議【全国センター】	東京都
5. 10	生活衛生営業新任経営指導員研修会【全国センター】	東京都
～5. 12		
5. 28	県クリーニング生活衛生同業組合通常総会表彰式	青森市
5. 29	県理容生活衛生同業組合通常総代会	青森市
6. 19	青森県商工会連合会主催 第1回経営指導員等研修会（講師）	青森市
7. 31	青森県知事表彰【青森県】	青森市
9. 4	県すし業生活衛生同業組合創立60年記念式典	青森市
10. 5	北海道・東北ブロック指導センター職員協議会	山形県
～10. 6		
10. 11	県料理飲食業生活衛生同業組合第72回年次青森大会	青森市
10. 13	生衛改善貸付事務連絡協議会【日本政策金融公庫】	青森市
11. 17	都道府県センター事務担当者会議【全国センター】	東京都
	(リモート参加)	
R6. 2. 16	生活衛生営業現任経営指導員研修会【全国センター】	東京都
	(リモート参加)	
3. 15	都道府県指導センター理事長会議【全国センター】	東京都
	(会場及びリモート参加)	

5 青森県公社等に関する事項

公社等とは、青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針第2条に定める、県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人及び株式会社をいい、同基本指針に基づき、経営計画書の提出及び経営評価制度による評価を受けることとされており、青森県の出資等比率が約29%の当法人は青森県公社等として令和5年度については次のとおり資料等を提出し評価を受けている。

年 月 日	概 要
R5. 6. 13	運営状況に関する資料の提出 ①令和4年度事業報告 ②令和4年度決算報告 ③令和5年度事業計画
R5. 6. 16	中期経営計画書（実績更新）の提出
R5. 6. 21	公社等経営評価書の提出 ①法人の概要 ②財務の状況 ③経営評価指標評点 ④役員状況 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響
R5. 7. 31	退職手当等引当金等（連結財務諸表関係）に関する資料の提出 ①退職手当等引当金及び賞与引当金算出票
R5. 12. 20	「令和5年度青森県公社等経営評価の結果について」公表 【経営評価結果】「A」：概ね良好
R5. 12. 26	中期経営計画書（2024年度～2028年度）の提出

6 参考（職員の他機関委員等就任状況）

職 名	氏 名	機 関 名	委 員 会 名 等
事務局長	工藤 真哉	八戸市	八戸市地域保健医療対策協議会委員
事務局長	工藤 真哉	(公財)理容師美容師試験研修センター	管理理容師・管理美容師資格認定講習会講師

附 属 明 細 書

令和５年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。